

平成 26 年 10 月 29 日
子ども・若者部保育課

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について

1 主旨

平成 27 年 4 月に施行予定の子ども・子育て支援新制度において支援給付の対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用について、改正児童福祉法第 24 条第 3 項及び世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例第 6 条に基づき、利用調整の方法を定める。

2 基本的な考え方

改正児童福祉法第 24 条 3 項では、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う」としている。区としては、長年にわたり積み上げられた現行の入園選考の方法が区民の共通理解となっていることから、現行の方法を基本とするとともに、新制度に向けて示されている国の考え方及びこれまで区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望を踏まえ、新たな利用調整の方法を確立し、区民の理解が得られる公平な利用調整を実施するものとする。

3 実施時期（予定）

平成 27 年 5 月の入園・事業利用開始の利用調整分

4 利用調整の対象となる施設及び事業

保育所（認可保育園）

認定こども園（保育所部分）

地域型保育事業

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業（地域枠分）

5 検討課題

（1）国の考え方

国は、保育の必要性の認定及び利用調整にあたっては、以下のとおり、「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」及び「優先利用」の三要素を考慮して、区市町村が詳細な設定を行うなど現行の運用状況等を踏まえて運用することとしている。

（保育を必要とする事由）

就労

妊娠・出産

保護者の疾病・障害

同居親族等の介護・看護

災害復旧
求職活動
就学
虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得時に既に保育を利用していること
その他市町村が定める事由

(保育の必要量)

保育標準時間
保育短時間

(優先利用)

ひとり親家庭
生活保護世帯
生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合
虐待やDVのおそれがある場合など社会的擁護が必要な場合
子どもが障害を有する場合
育児休業明け
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
小規模保育事業などの卒園児童
その他市町村が定める事由

国が示している考え方と現行の入園選考基準を比べた場合、大部分の項目は一定の考慮が行なわれていることから、これらについて考慮の程度を検討するとともに、新たに検討すべき項目としては次の項目となる。

(新たに考慮すべき項目)

虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得時に既に保育を利用していること
保育短時間認定の最低就労時間
子どもが障害を有する場合
小規模保育事業などの卒園児童
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合

(2) これまで寄せられた主な意見及び要望等

イ) 保育の実施基準に関すること

- ・派遣労働、契約社員等の雇用関係にあり有給休暇や看護休暇等がないために申込み時の就労時間が短く判定される場合があるので契約時間で判定するなどフルタイム勤務として判定すべきである。
- ・育児休業がない自営業等では、育児に時間が取られて就業時間が短い場合、就業時間は短い時間で選考されるが、育児短時間勤務制度取得者は、本来の長い勤務時間で選考されるため、不公平である。
- ・保護者が未成年の場合は児童福祉の観点から保育利用を優先すべきである。
- ・保護者が里親である場合に優先利用すべきである。
- ・育児短時間勤務や育児のための勤務日数減の制度を5歳になっても利用する場

合は退園とする取扱いを撤廃すべきである。

ロ) 保育の調整基準に関すること

- ・ 育児休業制度がない外勤や自営業・個人事業主の場合は、育休明けの加点が得られず不公平である。
- ・ 在園児がいる場合に加点対象となる兄弟姉妹の対象を、幼稚園児にも適用すべきである。

ハ) 同一指数世帯の優先順位について

- ・ 有償で預けている期間の長い世帯が第三段階となっているが、第二段階が所得階層の低い順で、同一階層の場合は税額の低い順となっているため、事実上これで順番が決まってしまう。保育の必要度を考えれば第三段階を優先すべきである。
- ・ 世田谷区民である期間が長い区民を優先すべきである。
- ・ 低所得者は、第二段階になって初めて優先扱いになるが、指数で並ぶ以前に優先すべきである。
- ・ 納税額の高い世帯の入園を優先すべきである。
- ・ 企業等で管理職、専門職として働く女性を支援する視点で選考すべきである。
- ・ 園に近接している世帯や近隣に居住する世帯を優先すべきである。

6 課題に対する検討案 * 現在調整中

(1) 【虐待・DV等に関すること】

虐待やDV等への対応については、現在、相談と支援の担当である各総合支所生活支援課と連携して、現行の実施基準の「その他区長が認める場合」として優先して入園を認めており、個別に指数を明示する性格のものではないと考えられるため現行どおりの対応を継続することとする。

(2) 【育児休業に関すること】

育児休業取得に関しては、現在、子どもの年齢が近接している（いわゆる年子）場合は、一旦退園とし、育児休業を終了し仕事に復帰する場合に加点（+20）しているとともに、その他の場合は利用継続できるようにしている。今後については、既に保育利用中の上の子の保育継続について保護者の意向を尊重し、保育継続を希望する場合は継続を認めることとしてはどうか。また、一旦退園を希望して退園した場合の加点については同様の取扱いを継続していくこととする。また、調整基準の加点（+5）は、現行のままとするか、育児休業取得促進の観点から、0歳からの育休復帰者には加点せず、1歳以降からの育休復帰の場合に段階的に加点するなど検討してはどうか。

(3) 【保育短時間認定に関すること】

保育短時間認定の最低就労時間については、現在、週3日以上かつ1日4時間以上としているが、国の考え方を踏まえ、月48時間以上とする。

(4) 【子どもの障害に関すること】

(調整指数について)

現在、障害のある子ども本人に対しての加点はおこなっておらず、調整指数として通所・通院の付き添いのため就労が制限されている場合は加点 (+ 1 0) しているが、この取扱いは継続することとする。

(入園の判断について)

子どもに障害がある場合について、現在は子どもの障害の有無に関わらず、同基準で選考し、入園内定の段階で、ケースによってかかりつけ医師の診断書や保護者の申し出内容等をもとに、安全な集団保育が可能かどうかを判定して、入園を最終決定している。その結果、多くの障害児が保育を利用しており、嘱託医師や関係機関 (総合福祉センター、げんき等) との連携や巡回指導相談により日常的に支援を行なっている。新制度施行後は、支援の充実に努めるとともに、利用調整にあたっては、専門家・有識者の協力を得て集団保育が可能かどうかや居宅訪問型保育事業の利用要件を満たすかどうかについての意見聴取を行うなどして、最終的な判断を行なうこととする。

(5) 【地域型保育事業に関すること】

地域型保育事業の利用者については、3歳以降の利用施設を確実に保障するため、連携施設が確保できていない期間においては、区が一般募集の前に利用者の希望に基づき利用する園を調整することを検討してはどうか。また、利用園の調整が困難な場合には、特例利用を認めることや、一般募集で申し込む場合に、指数を加点するなどしてはどうか。

(6) 【新制度への移行に関すること】

認証保育所、保育室、保育ママ、家庭的保育 (現行) 等の認可外保育施設から新制度の対象となる施設や事業へ移行する場合、事業者等には現利用者の利用意向に十分に配慮して移行計画を策定することを求めるとともに、移行後においても施設や事業を利用せざるをえない事情がある場合については、保育認定を前提として区民に限り継続利用を認めることとしてはどうか。

(7) 【保育の実施基準に関すること】

派遣労働や契約社員等の場合、雇用契約内容を基本に就労時間を判定することを検討する。

保護者が未成年者や里親の場合は、そのことのみで保育の必要性について加点を行なうことはせずに、総合支所生活支援課等と連携して、必要な場合は、区長特認事項で対応することとする。ただし、「保育サービスのごあんない」等では周知を行なうこととする。

(8) 【育児休業制度がない場合の利用に関すること】

勤務先に育児休業制度がない場合や自営業・個人事業主などの場合の不公平感については、育児休業を利用する場合であっても0歳からの利用の場合は加点しないこととして対応することを検討してはどうか。

(9) 【育児短時間勤務等に関すること】

育児のための短時間勤務や勤務日数減の利用については、制度利用促進の観点から、現在の取扱いは撤廃するとともに、勤務時間については、本来の勤務時間で判定することを検討する。ただし、現在の取扱いとの公平性を期するため、経過措置を設けてはどうか。

(10) 【兄弟姉妹の同時利用に関すること】

兄弟姉妹の同時利用については、現在の加点 (+ 5) を継続することとする。また、加点の対象となる兄弟姉妹の範囲については、区の利用調整対象施設・事業在園児とする現行どおりの取扱いではどうか。

(11) 【認定こども園内における利用枠の変更に関すること】

認定こども園の幼稚園部分を利用する 1 号認定の子どもに関して、在園する園の保育所部分の定員に空きができた場合又はできる予定にある場合で、保護者の就労状況から、認定及び利用枠の切り替え希望があった場合の取り扱いについて、保護者の就労状況が変わっても園を替わる必要がないという認定こども園の良さを優先して園内利用者の中で利用調整を行なうこととするのか、3 歳以上の待機児童の状況を踏まえ一般募集をして利用調整を行なうのか (その際の切り替え希望者への加点をどうするのか) 課題であるため、検討する。

(12) 【同一指数世帯の優先順位について】

第 1 段階については、保育の実施基準指数が高い順としているが、これは継続する。

第 2 段階の低位階層順については、制定予定の保育料条例に合わせて、住民税額低位順とし、第 3 ・第 4 段階については、これまでの経緯を踏まえ、現行のままとする。

区民である期間の考慮については、長年世田谷区に居住している保護者が入園できずに最近転入してきた世帯の子どもが転入する事例があること、一方、転勤が多い職種の方は本拠とする住まいは区内にあっても住所異動せざるをえない事例のあること等を踏まえると、一定の年数で加点ないしは優先することが困難である。しかしながら、保護者の一方が出生後継続して区民である場合は一定の加点や優先を行なうことも検討課題である。

(13) 【同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合について】

新制度では、児童を保育することができる同居親族等がいる場合も保育の必要性が認定されることに伴い、調整指数として減点対象とすることが考えられる。現行では、同居の祖父母 (6 0 歳未満) が無職で、児童の補完的な保育を行うことができる状態にある場合の減点 (- 6) としているが、現行どおりの取扱いではどうか。

7 スケジュール

平成26年10月29日	第1回子ども・子育て会議
平成26年12月17日	福祉保健常任委員会
平成26年12月下旬	第2回子ども・子育て会議 利用調整関連規則制定 区民周知開始